

**水道メーターの定期交換について**

各家庭・企業などに設置されている「水道メーター」は計量法により有効期限が8年と定められ交換が義務付けられています。

このため、有効期限が過ぎる前に水道メーターの交換を行っています。今年度の交換作業は1～3月に行う予定で、村が委託した水道指定工事店が行います。



【問い合わせ】  
建設課上下水道係  
☎(5)10212(直通)

**住民基本台帳の閲覧状況を公表します**

平成18年11月に住民基本台帳法の一部が改正され、個人情報保護に十分留意した法律が施行されました。この改正により、誰でも閲覧を請求できるといふこれまでの閲覧制度は廃止され、市町村には閲覧状況を公表することが義務付けられました。

【台帳の閲覧状況】

◆期間 平成24年11月～平成25年11月まで

◆閲覧件数 0件  
【問い合わせ】  
民生課 住民年金係  
☎(5)10243(直通)

**給与支払報告書の提出について**

給与支払報告書は、地方税法により提出が義務付けられています。提出義務違反については罰則が定められています。

法人および個人事業主の方は、平成25年中に支払った給与等について、平成26年1月31日までに、「給与支払報告書」を役場税政係に忘れずに提出してください。提出の際、次の点にご注意ください。

- ①平成26年1月1日現在、新島村に住んでいる受給者の分のみ
- ②支払額の多少や常勤・非常勤の別にかかわらず全受給者分
- ③平成25年中の退職者についても提出

また、給与等の支払者は、全ての受給者に対し同じく平成26年1月31日までに、「給与所得の源泉徴収票」を交付する義務があります。

【問い合わせ】

企画財政課 税政係  
☎(5)10241(直通)

**償却資産(固定資産税)の申告について**

平成26年1月1日現在、新島村内において事業を営んでいる法人・個人の方は、村内において所有している機械・備品等の事業用資産について所有状況の申告が必要です。

期限までに役場まで申告をお願い致します。

【提出期限】

▼法人事業主の方  
平成26年1月31日(金)

▼個人事業主の方  
平成26年2月28日(金)

※前年度申告していただいた方については、今年度分の申告書類を役場からお送りします。個人事業主の方については、1月の下旬頃に発送しますので、届き次第申告書の提出をお願い致します。

【問い合わせ】

企画財政課税政係  
☎(5)10241(直通)

**記帳・帳簿等の保存制度対象者の拡大**

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

個人の白色申告者の内、前々年又は前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます)について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。また詳しい内容につきましては最寄の税務署へお問合わせください。

【詳細】 国税庁  
URL: <http://www.nta.go.jp>  
【詳細】 芝税務署  
☎03-3455-0551

**にせ税理士(法人)にご注意!**

確定申告はお早めに。

無資格者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりではなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者(納税者)が不測の損害を被るおそれもあります。

にせ税理士及び税理士法人にご注意ください。税理士は、税理士証を携帯し、税理士バッヂを着用しています。

【詳細】  
URL: <http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

**看護職の無料職業紹介事業**

医療施設などの看護職募集のお手伝い、離職している看護職の再就職の相談・あつせん(無料)、進路相談や看護に関する情報提供をしています。また、地域の病院等において、復職支援研修を実施しています。

- 【問い合わせ】
- ・ナースバンク東京  
☎03-33359-3388
- ・ナースバンク立川  
☎042-1529-7077
- ・研修係  
☎03-33359-3355
- ・確保対策係  
☎03-5229-1525

